

平成 28 年台風第 10 号に伴う被害等の状況について

1 台風第 10 号に伴う被害の概況

- (1) 平成 28 年 8 月 30 日 18 時頃に大船渡市付近に上陸（昭和 26 年の統計開始以来初めて東北太平洋側への上陸）した台風第 10 号は、大雨、洪水、波浪、暴風等により、沿岸北部を中心に甚大な被害をもたらした。
- (2) 県内では、死者 20 名、行方不明者 3 名、住家被害約 4,300 棟、被害額約 1,440 億円と、水害による被害額では過去最大となった。

2 被害状況（平成 28 年 10 月 26 日現在）

(1) 人的被害

- ① 死者
20 名（久慈市 1 名（女性）、岩泉町 18 名（男性 7、女性 11）、東京都 1 名（男性））
- ② 行方不明者
3 名（岩泉町 2 名（女性）、宮古市 1 名（男性））
- ③ 軽傷者
4 名（軽米町 1 名（男性）、岩泉町 3 名（男性））

(2) 住家被害

- ① 全壊 472 棟
- ② 半壊 2,279 棟
- ③ 一部損壊 75 棟
- ④ 床上浸水 104 棟
- ⑤ 床下浸水 1,357 棟

(3) 非住家被害

- ① 全壊 580 棟
- ② 半壊 1,721 棟

(4) 被害総額

1,440 億 5,729 万円

※ 被害状況については調査中であり、今後数値が変わる見込み。

3 市町村別避難所数及び避難者数（平成 28 年 10 月 26 日現在）

市町村名	避難所数	避難者数	最大避難者数 (9/9 10 時現在)
岩泉町	8	184	446
田野畑村	1	29	45
宮古市	現在避難者なし		1,296
久慈市			61
野田村			145
普代村			46
計	9	213	2,039

※ 最大避難者があった 9 月 9 日は、台風第 13 号の本県への接近に伴う避難を含むもの。

4 県の主な対応

(1) 災害対策本部等の設置

- ① 8月29日18時55分、本県沿岸部に対し、波浪警報が発表されたことに伴い、同時刻に災害警戒本部（本部長：総合防災室長）を設置
- ② 8月30日10時00分、体制を強化するため、災害特別警戒本部（本部長：総務部長）を設置
- ③ 市町村に、「住民が日中に避難準備や避難ができるよう、適時、避難勧告等の発令や避難所の設営を行うこと」を求める通知を发出
- ④ 8月30日12時00分、台風第10号が本県に接近し、大規模な災害の発生が予想されるため、災害対策本部（本部長：知事）を設置

(2) 現地災害対策本部の設置

9月2日14時20分、災害対策本部の現地組織として、岩泉町に現地災害対策本部（本部長：盛岡広域振興局長）を設置

(3) 台風災害復旧・復興推進本部への移行

9月23日、災害対策本部から「平成28年台風災害復旧・復興推進本部」へ移行

(4) 各種法令の適用

① 災害救助法

8月30日付けで、県内12市町村（盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、一戸町）に災害救助法を適用

② 被災者生活再建支援法

9月14日付けで、宮古市、久慈市及び岩泉町に適用。その後、9月29日付けで、全県に拡大し適用。

5 県からの派遣要請に基づく自衛隊等の活動状況

(1) 自衛隊

- ① 8月30日19時55分、県から自衛隊に対し、災害派遣要請（19時55分の要請は釜石市への派遣。その後、岩泉町、久慈市への派遣要請も実施）
- ② 自衛隊は、久慈市、釜石市及び岩泉町において、救出救助、避難者のヘリ輸送、入浴支援、給食支援等の活動を実施
- ③ 9月16日21時00分、岩泉町での活動終了をもって撤収

(2) 緊急消防援助隊

- ① 8月31日10時10分、県から消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請
- ② 青森県や宮城県等の他県消防部隊が行方不明者等の搜索活動を実施
- ③ 9月9日12時00分、任務を終え撤収

6 激甚災害の指定

- (1) 9月16日、激甚災害に指定する政令が閣議決定（9月23日に公布・施行）され、道路、河川、橋などのインフラ、農地、農林水産業施設等に係る被害については「本激（全国を対象：台風第10号災害）」、中小企業被害については「局激（本県：宮古市、久慈市及び岩泉町）」にそれぞれ指定。
- (2) 9月30日、水産動植物の養殖施設（ほたてがい、かき、こんぶ等）の災害復旧事業に対する補助の措置を追加指定する政令が閣議決定（10月13日に公布・施行）